

砂第218-26号
令和3年3月29日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）
このことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成23年3月25日 群馬県告示第87号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
太田市	98	94	令和3年3月29日 群馬県告示第81号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
太田市	97	92	令和3年3月29日 群馬県告示第82号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第81号及び第82号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001922.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h4600002.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部
砂防課砂防管理係 近藤
電話：027-226-3631

砂第218-30号
令和3年3月29日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）
のことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成25年1月18日 群馬県告示第9号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
甘楽町	194	169	令和3年3月29日 群馬県告示第86号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
甘楽町	194	169	令和3年3月29日 群馬県告示第87号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第86号及び第87号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001922.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h46.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部
砂防課砂防管理係 近藤
電 話：027-226-3631

砂第218-44号
令和3年3月29日

(一社)群馬県宅地建物取引業協会長様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

このことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成24年10月12日 群馬県告示第319号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
安中市	545	471	令和3年3月29日 群馬県告示第84号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
安中市	546	471	令和3年3月29日 群馬県告示第85号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第84号及び第85号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001922.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h4600002.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部
砂防課砂防管理係 近藤
電 話：027-226-3631

砂第218-46号
令和3年3月29日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

このことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成26年3月14日 群馬県告示第91号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
草津町	38	33	令和3年3月29日 群馬県告示第94号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
草津町	38	33	令和3年3月29日 群馬県告示第95号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第94号及び第95号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001922.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h4600002.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部
砂防課砂防管理係 近藤
電 話：027-226-3631

砂第218-47号
令和3年3月29日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

のことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成22年12月21日群馬県告示第364号、平成24年3月30日群馬県告示第138号、平成24年10月12日群馬県告示第319号及び平成25年3月19日群馬県告示第118号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
高崎市	880	768	令和3年3月29日 群馬県告示第79号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
高崎市	879	767	令和3年3月29日 群馬県告示第80号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第79号及び第80号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/07/a37g_00091.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面（高崎市）

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h4600002.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部

砂防課砂防管理係 吉澤

電話：027-226-3631

(一社)群馬県宅地建物取引業協会長様

群馬県国土整備部砂防課長 大内 章義



「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく
土砂災害警戒区域等の指定解除及び土砂災害警戒区域等の指定について（通知）

のことについて、対策工事の実施等により指定範囲が変更となるため、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定に基づき、平成18年11月28日群馬県告示第690号、平成19年10月30日群馬県告示第358号、平成20年1月25日群馬県告示第21号、平成25年3月26日群馬県告示第146号及び平成26年10月7日群馬県告示第290号により土砂災害警戒区域等に指定していた土地の全部の指定を解除しました。

また、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、引き続き指定の必要な区域を土砂災害警戒区域等に指定しましたので、貴会員への周知をお願いします。あわせて、土砂災害警戒区域等に係る宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明義務につきましても、周知をお願いいたします。

記

1 指定解除区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
中之条町	701	601	令和3年3月29日 群馬県告示第88号

2 指定区域

市町村	土砂災害 警戒区域数	土砂災害 特別警戒区域数	告 示 番 号 等
中之条町	701	601	令和3年3月29日 群馬県告示第89号

3 公示事項を記載した図書

次のとおり、群馬県ホームページからご確認ください。

(1) 群馬県報（令和3年3月29日群馬県告示第88号及び第89号）

トップページ>県政情報>例規・統計・様式>群馬県報

(URL : https://www.pref.gunma.jp/07/a37g_00091.html)

(2) 土砂災害警戒区域等指定図面（中之条町）

トップページ>しごと・産業・農林・土木>社会基盤>(土砂災害対策)>土砂災害警戒区域等指定状況

(URL : <https://www.pref.gunma.jp/06/h4600002.html>)

4 規制の概要

(1) 土砂災害防止法第10条による特定開発行為の規制

(2) 都市計画法第33条第1項第8号による開発行為の制限

(3) 建築基準法第20条（施行令第80条の3）による建築物の構造規制

(4) 宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明

事務担当：群馬県国土整備部

砂防課砂防管理係 吉澤

電話：027-226-3631